

那珂川市総合運動公園
PPPアドバイザー業務
仕様書

那珂川市教育委員会 教育部 スポーツ課

令和6年4月

1 業務の目的

本業務は、那珂川市総合運動公園の整備及び運営を事業化するにあたり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下、「PFI法」とする）に基づき、事業者公募・決定、事業者契約の締結までに必要となる各種資料の作成、その他関連する業務の支援を行うことを目的とする。

2 履行期間

契約締結日（令和6年6月下旬を予定）から令和8年3月31日まで

3 計画施設の概要

整備地	福岡県那珂川市後野
公園面積	70,487㎡
法規制	・市街化調整区域（都市計画法） ・農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律） ・都市公園（都市公園法） ※H30.11月都市計画決定済
建ぺい率/容積率	60%/200%
導入施設	
多目的広場（メイン）	フル規格のサッカーコート1面程度
多目的広場（サブ）	少年サッカーコート1面程度
テニスコート	6面程度（うち2面は屋根付きコート）
フレキシブルコート	テニスコート2面程度（屋根付きコート）
クラブハウス	建物面積：400㎡ 事務所、更衣室、シャワー室、トイレ、カフェ・レストラン機能
遊具広場	大型遊具設置予定
周回園路	
緑地	
駐車場	約400台（身障者駐車場、大型バスにも対応）
400mトラック	最大8レーン ※多目的広場（メイン）に設置予定
弓道場	人立：6人

4 業務内容

(1) 事業スケジュールの検討

現在の社会情勢を踏まえながら、可能な限り早期供用開始を目指した事業スケジュールを作成する。

(2) 既存資料の把握と公表準備

令和5年度までに作成した資料の内容を確認し、必要に応じて加筆・修正を行い、公表資料を作成する。

(3) 整備計画と導入可能性調査をもとにしたVFMの再検討

過年度のPPPアドバイザー業務で行ったVFM算定(暫定)結果について、整備計画及び導入可能性調査からの変更点の有無を整理し、VFMの再算出を行う。

(4) 入札説明書等への質問に対する回答支援

公募開始時に発表した資料(入札説明書、様式集、要求水準書、契約書(案)、基本協定書(案)及び事業者選定基準)に関し、民間事業者から提出された質問を整理し、関係各課の意向を踏まえ、質問に対する回答書(案)を作成する。また、必要に応じて入札説明書等の修正を行う。

(5) 提案書等の整理及び審査支援資料の作成

応募者から提出された提案書等の審査を支援するための審査補助資料を作成する。また、審査委員会における審査結果を踏まえ、審査講評(案)を作成する。

(6) 事業者提案に基づくVFMの算定

選定された事業予定者の提案内容を踏まえて、事業者提案に基づくVFM算定を行い、PFI法第11条に基づく公表資料を作成する。

(7) 民間事業者との契約調整に係る支援

選定された民間事業者と本市の契約締結に向けて、契約書(案)についての最終的な疑義を調整し、本市と民間事業者の契約締結に関する支援を行う。

(8) 審査委員会の運営支援

民間事業者選定に係る審査委員会の運営について適切なアドバイスを行うとともに、委員会資料及び委員会議事録の作成を支援する。

(9) 打合せ協議

業務着手時、本市が必要と認めたとき、業務最終納品時、必要と想定されるときに業務打合せを行う。

5 成果品

業務項目	提出物	提出期限
1 事業スケジュールの検討	・ 事業スケジュール(案)	契約締結後、2か月まで
2 既存資料の把握と公表準備	・ 各種公表資料	各種資料の公表の2ヵ月前まで
3 整備計画と導入可能性調査をもとにしたVFMの再検討	・ VFMの暫定値と導入可能性調査結果との比較表(根拠資料も合わせて)	契約締結後、4ヵ月まで
	・ 特定事業の選定(案)	特定事業の選定に係る評価結果公表2ヵ月前まで
4 入札説明書等への質問に対する回答支援	・ 質問・意見回答書(案)	質問・意見回答まで
5 提案書等の整理及び審査支援資料の作成	・ 審査補助資料	提案書等審査時まで
	・ 審査講評(案)	結果公表時まで
6 事業者提案に基づくVFMの算定	・ 事業者提案に基づくVFM検証資料	結果公表時まで
7 契約締結に係る支援	・ 契約締結に係る資料	契約締結まで
8 審査委員会の運営支援	・ 審査委員会議事録	審査委員会後毎
9 打合せ協議	・ 打合せ協議議事録	協議実施後毎

※提出物は、電子データ（Word形式及びPDF形式）で行うこと。その他、業務完了時に上記提出物を取りまとめた業務報告書（ドッジファイルで2部）を作成すること。

6 那珂川市総合運動公園整備等事業者の選定に係る応募等の制限について

本業務の受託者（再委託又は下請等の者を含む）は、那珂川市総合運動公園整備等事業者の選定において、応募又は参加しようとする応募企業、応募企業グループの一員又は協力企業となることはできない。